

条第一項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額」に、「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第三項中「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項又は第八十一条の十五第五項」を「第九項」に、「第十項」を「第九項」に、「同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十項」を「同項」に改め、「及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八十一条の十五第一項から第三項まで」を「第十七項（第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」及び「（連結

事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第二十項中「第十三項」を「第十二項、第十三項及び第二十三項」に、「第十二項」を「第十一項まで及び第十四項から第二十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 第十八項（第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。）は、申告書等に第十八項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六十九条第十八項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「及び」という。）」を削り、「又は当該各連

結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した」を「を記載した」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」を「申告書等に」に改め、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額」を削り、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 第十七項(第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下第二十八項までにおいて同じ。)の規定は、申告書等に第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この項において「明細書」という。)の添付があり、かつ、第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十九条第十五項中「に同項」を「（次項、第二十五項及び第二十九項において「申告書等」という。）に第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

14 通算法人の第一項の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算事業年度」という。）の第一項の控除限度額は、当該通算法人の当該通算事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額並びに当該通算事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各事業年度の所得の金額につき同条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

15 第一項から第三項までの規定を適用する場合において、通算法人の第一項から第三項までの各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」とい

う。)の税額控除額(当該適用事業年度における第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。)が、当初申告税額控除額(当該適用事業年度の第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

16 前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 通算法人又は当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 第六十四条の五第八項(損益通算)の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合

17 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第二十項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第十五項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正

通知書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第十九項及び第二十項において同じ。）を当該対象事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

18 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の所得に対する法人税の額は、第六十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第二十項において同じ。）を加算した金額とする。

19 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不

足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

20 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 対象事業年度において第十七項の規定により法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は第十八項の規定により法人税の額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第十六項の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

21 第十七項及び第十八項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項

において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
税額控除額（当該対象事業年度を超える場合には	税額控除額（当該最終事業年度を超えるときは	を当該最終事業年度
を当該対象事業年度	を当該最終事業年度	

第十八項 の対象事業年度において	
場合には、当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の 残余財産が確定した場合において、その合 併の日以後又はその残余財産の確定の日の 翌日以後に ときは、最終事業年度

22 第十七項及び第十八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて 「対象事業年度」という。）において、過 去適用事業年度（当該対象事業年度 が公益法人等に該当することとなつた場合 において、その該当することとなつた日以 後に、過去適用事業年度（最終事業年度 （その該当することとなつた日の前日の属 する事業年度をいう。以下この項及び次項
------	---

第十八項					
	税額控除額（当該対象事業年度 超える場合には	税額控除額（当該最終事業年度 超えるときは	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度	において同じ。）
第十八項	の対象事業年度において	が公益法人等に該当することとなつた場合 において、その該当することとなつた日以 後に	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度	ときは、最終事業年度
	場合には、当該対象事業年度				

第七十条中「（連結法人を除く。）」を削る。

第七十一条第一項中「のものを除く」を「のものにあつては、通算子法人に限る」に、「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り

消された日の前日」を「当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日」に改め、「超える場合」の下に「（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）」を、「当該事業年度」の下に「（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「場合は」を「場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十九条第十八項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前

日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第七十一条第二項中「同項の普通法人が」の下に「次の各号に掲げる期間内に行われた」を加え、「で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもの」を削り、同項第一号中「被合併法人の各事業年度」を「当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度」に、「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該普通法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「法人税額（第六十九条第二十一項において準用する同条第十八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日」に改め、「又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの」及び「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次号及び次項」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「被合併法人確定法人税額」に、「からその」を「から当該」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同項第二号中「同日以後六月を経

過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定法人税額」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「にその」を「に当該」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第三項中「各被合併法人の確定法人税額等」を「当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定法人税額」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第五項中「次の各号に掲げる場合に該当する」を「第一項第一号に規定する前事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている」に改め、「各号に規定する」を削り、「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額」を「法人税額」に、「第一項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「これらの金額」を「当該法人税額」に改め、同項各号を削る。

第七十二条第一項中「（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）」を削り、同項ただし書中「又は第二号」を「第二号」に改め、「超える場合」の下に「又は当

該普通法人が第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人である場合」を加え、同条第三項中「第七項」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第五十八条第二項及び第五項」を「第五十八条第三項」に、「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に、「第六十条第四項及び第六十九条第十五項」を「第六十四条の五第五項（損益通算）中「第七十四条第一項（確定申告）」の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第六項中「（第七十四条第一項の規定による申告書）」とあり、及び「同項の規定による申告書」とあり、同条第七項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十四条の七第四項（欠損金の通算）中「第七十四条第一項（確定申告）」の規定による申告書」とあり、同条第五項、第九項及び第十項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十六条第八項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）中「第七十四条第一項（確定申告）」の規定による申告書」とあり、第六十八条第四項中「確定申告書」とあり、第六十九条第十五項に改め、「外国税額の控除」中「第七十四条第一項（確定申告）」の規定による申告書」とあり、同条第十九項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第二十三項中を加え、「同条第

十六項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」を「同条第二十四項中「各事業年度の申告書等」に、「中間申告書、」を「各事業年度の確定申告書、」に、「にこれら」と、「を」と、「に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の普通法人が通算法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該普通法人が通算子法人である場合には、第一項に規定する期間は、同項の事業年度開始の日から第七十一条第一項に規定する六月経過日（次号において「六月経過日」という。）の前日までの期間とする。

二 当該普通法人並びに六月経過日及びその前日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号及び第四号において「他の通算法人」という。）の全てが第七十一条第一項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該普通法人又は他の通算法人のいずれかについて当該六月経過日の属する事業年度開始の日から当該六月経過日の前日までの期間（第四号において「中間期間」という。）において生じた前項に規定する災害損失金

額がある場合を除く。）又は当該普通法人及び他の通算法人の第一項第二号に掲げる金額の合計額が当該普通法人及び他の通算法人の第七十一条の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額の合計額を超える場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

三 第一項ただし書の規定は、適用しない。

四 当該普通法人が第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書をその提出期限までに提出した場合において、他の通算法人のいずれかが中間期間につき同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書とその提出期限までに提出しなかつたときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人である場合 当該普通法人が提出した中間申告書には、第七十一条第一項各号に掲げる事項の記載があつたものとみなす。

ロ 当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人でない場合 当該普通法人は、当該中間期間に係る中間申告書を提出しなかつたものとみなす。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による中間申告書の提出期限の延長）

第七十二条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第七十五条第一項中「その」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

8 通算法人に係る前各項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項中「内国法人」とあるのは「通算法人」と、「決算」とあるのは「当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」と、第二項中「理由」とあるのは「理由又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、第六項中「内国法人」とあるのは「通算法人及び他の通算

法人の全て」と、「あつた日」とあるのは「あつた日のうち最も遅い日」とする。

二 通算親法人に対して第一項の提出期限の延長の処分があつた場合には、他の通算法人の全てにつきその処分により指定された期日（第五項の規定により提出期限の延長がされたものとみなされた場合には、その申請に係る期日）を第一項の期日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

三 通算子法人は、第二項の申請書を提出することができない。

第七十五条の二第一項及び第二項中「その」を「当該」に改め、同条第十項中「内国法人は、同項」を「同項に」に、「内国法人は、次条第八項」を「次条第八項」に、「第一項」を「第一項に」に改め、同条に次の一項を加える。

11 通算法人に係る前各項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項中「内国法人が、」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が、」と、「又は当該内国法人」とあるのは「若しくは当該通算法人若しくは他の通算法人」と、「あると認められる場合には」とあるのは「あり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しく

は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないために当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書を同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には」と、「内国法人の申請に基づき、」とあるのは「通算法人の申請に基づき、当該通算法人の」と、「当該申告書」とあるのは「第七十四条第一項の規定による申告書」と、「一月」とあるのは「三月」と、同項第一号中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、「三月」とあるのは「四月」と、同項第二号中「三月」とあるのは「四月」と、「その他」とあるのは「当該通算法人又は他の通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から四月以内に第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他」と、第二項中「内国法人が」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が」と、「内国法人の」とあるのは「通算法人の」と、第三項中「終了の日まで」とあるのは「終了の日の翌日から四十五日内」と、「又は同項の特別の事情の内容」とあるのは「若しくは同項の特別の事情の内容又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了す